



予防規程が抱える課題を解決する！

～「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」の活用のススメ～

東京消防庁 予防部危険物課 製造所規制係長 菊池 保正

はじめに

東京都は、明治以降日本の政治・経済の中心として発展し続けてきました。1871年当時は、現在の東京都よりもはるかに狭い範囲（おおむね現在の千代田区、中央区及び港区付近）が「東京府」と称されており、人口も現在よりもはるかに少ない86万人程度でした。その後、エリア拡大とともに人口も急増し、現在は高層マンションや商業施設が多い都市部、緑深い山々が広がる山間部など面積は約2,200平方キロメートルとなり、このうち、島しょ地区と稲城市を除く約1,770平方キロメートル、人口約1,400万人を、東京消防庁約18,000人の職員が都民の安全・安心を守るため、消防行政を推進しています。

管内の危険物の情勢として、ここ数年の許可施設の件数は12,500件前後で推移しており、大きな増減はありません。一方で、平成30年8月に東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定され、今後、航空燃料の安定供給のために新たな貯油基地が増設されることが決定されるなど、新たな危険物行政の需要に対応しています。

本稿では、第9回予防業務優良表彰において、優秀賞を受賞した予防規程作成支援ツール及び予防規程概要版の作成と活用のすすめについて紹介させていただきます。

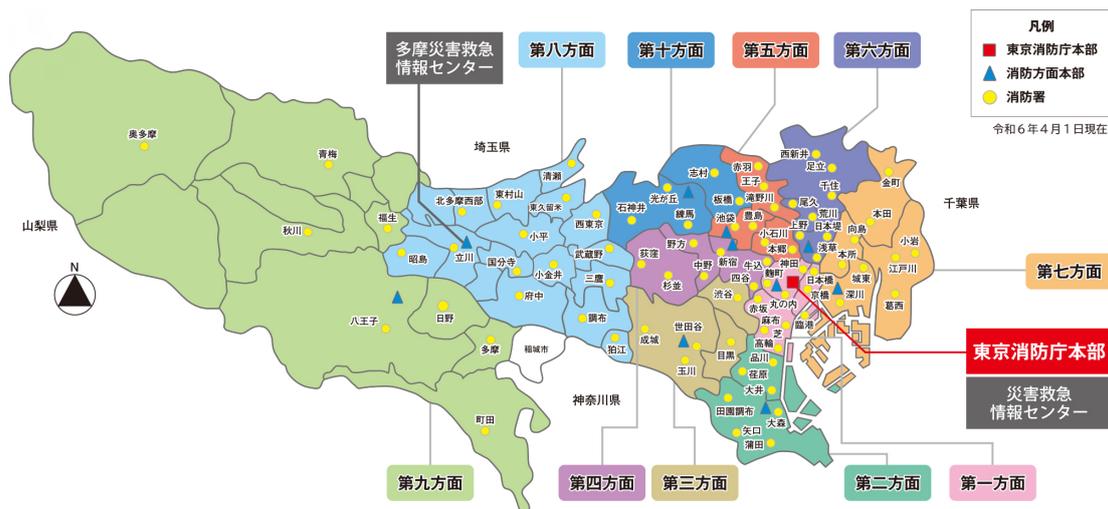


図1 東京消防庁管内図



写真1 特別防災区域での訓練の様子

背景

予防規程に定める必要がある事項は、危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第60条の2に規定する事項だけでなく、国が発出する通知等に基づく事項等多岐にわたり、また、製造所等の施設区分や特殊性に応じて定めるべき事項が異なっていました。

このため、予防規程の作成は、作成する事業者にとっても、作成指導する消防職員にとっても大きな負担となっていました。

また、せっかく事業者が予防規程を作成しても、その内容が製造所等の勤務者に十分周知されず、製造所等の自主保安に十分寄与していない状況が散見されていました。

このことから、事業者がオンライン上で活用できる予防規程の作成支援ツールと、製造所等の勤務者に予防規程の内容を周知して予防規程の実効性を高めるツールの開発に取り組みました。

取組内容

1 予防規程作成支援ツールとは

事業者自ら予防規程に定める必要がある事項を確認でき、自らの製造所等に合わせてカスタムした予防規程作成例（予防規程の見本）をダウンロードして活用できるツールです。「予防規程作成チェック表（以下「チェック表」という。）」、「予防規程作成例」及び「予防規程作成例の解説」から構成されます。

次の3つの手順により、予防規程を簡単に作成することができます。

- (1) チェック表を活用し、自らの製造所等に応じて予防規程に定める必要がある事項を確認する。
- (2) チェック表等で確認した予防規程に定める必要がある事項に対応する予防規程作成例の本編（すべての製造所等が共通して定める部分）、細則（該当する製造所等のみが定める部分）をそれぞれダウンロードして組み合わせる。
- (3) 予防規程作成例の解説を参考にして、自らの製造所等の実態に合うよう予防規程作成例に追記、修正等を加え完成させる。

図2 予防規程概要版の使用方法



図3 当庁HPの専用サイトにアクセスする二次元コード

2 予防規程概要版とは

予防規程に定める製造所等の平時の保安業務、災害時の緊急対応等を簡記して活用するツールです。A3サイズに印刷したものを製造所等の勤務者が日常的に目にする事務室、スタッフルーム等に掲示したり、A4サイズに印刷したものを勤務者に渡し携帯してもらうことで予防規程の内容の周知を図ります。

予防規程概要版には、災害時の2次災害防止措置や施設再開の判断基準等を開設する複数の二次元コードが掲載されており、スマホで読み取れば災害時の対応等をいつでも確認することができます。

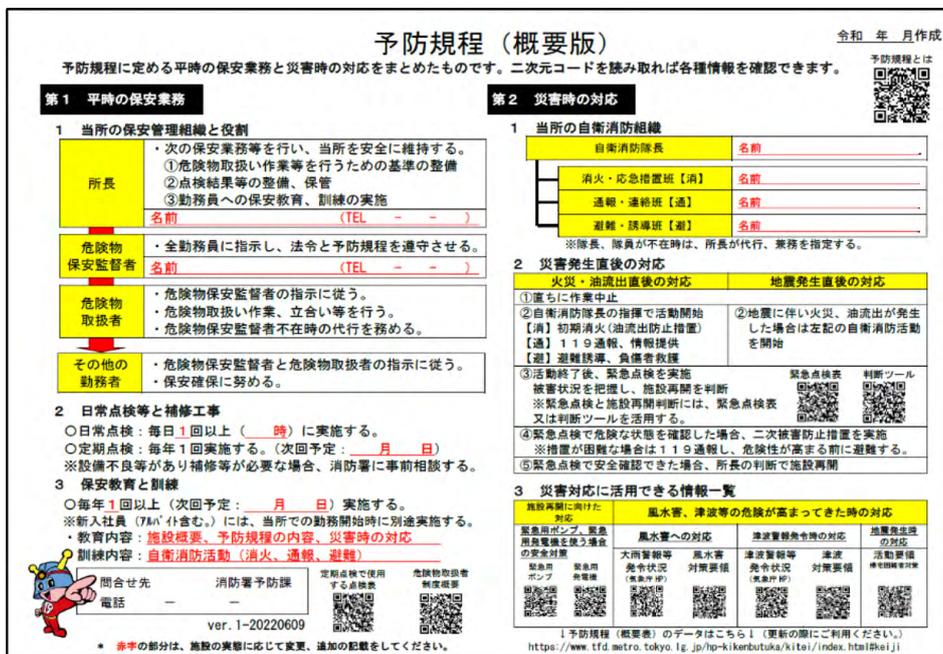


図4 予防規程概要版

成果

- 1 当庁HPの「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」を公開するサイトへのアクセス数は年々増加しており、約3年間で合計3万PVを超えました。当庁管内の予防規程を定める義務がある製造所等の数は約1,900施設であることから、当庁管内の事業所だけでなく、全国の事業所に活用されていることがわかります。
- 2 予防規程を作成する事業者からは、「これまでこのような作成支援ツールがなかったため、同業者からコピーさせてもらった予防規程を見本にして作成しなければならず苦勞していたのでありがたい。」と好意的な意見をいただいています。
- 3 予防規程の作成を指導する消防職員からは、「予防規程の作成指導がやりやすくなった。予防規程に定める事項が新たに追加された場合も、対応する細則の追加を案内するだけでよく、業務負担が軽減した。」との好意的な意見が出ています。

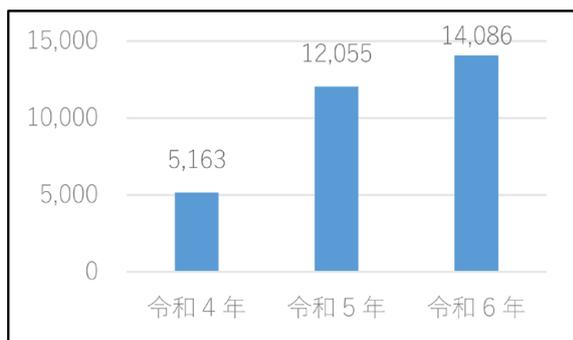


図5 公開サイト（トップページ）のアクセス数の推移

※ 令和4年中は5月から12月までの7カ月間で集計
※ 令和6年中は1月から10月までの10か月間で集計

終わりに

当庁HPの公開後も、危規則の一部改正等により、予防規程に定める事項が新たに追加されましたが、その都度、対応する予防規程作成例の細則を新たに整備することで対応しています。また、管理担当職員が人事異動等で変わっても、予防規程作成支援ツール等が将来にわたって適正に管理、運営される必要があることから、令和6年度にHPを管理する担当職員向けの管理運営マニュアルを新たに整備しております。



写真2 表彰状



写真3 表彰式の様子
(後列右から5人目が当庁危険物課長)